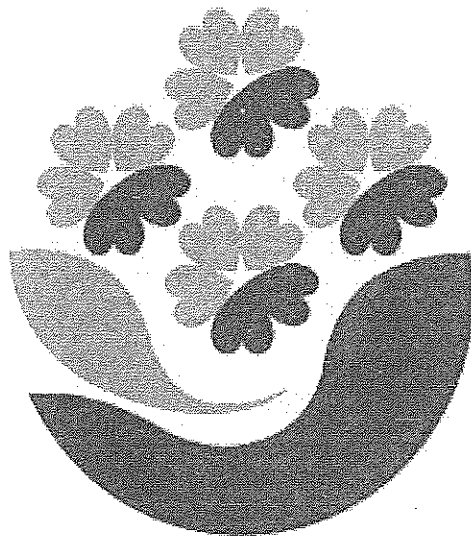


令和5年度

四街道市特別支援連携協議会
(第1回)



四街道市教育委員会

令和5年度 第1回 四街道市特別支援連携協議会 開催要項

令和5年7月11日(火) 14:00～
四街道市役所第二庁舎第2会議室

1 開会

2 教育長挨拶

3 座長・副座長選出

座長	
副座長	

※座長・副座長挨拶

4 議題

議題1 各関係機関・団体等における現状と課題について

議題2 四街道市の特別支援教育の現状と今年度の取組の重点について

(1) 令和5年度の現状と令和4年度の巡回相談等の状況について

- ① 令和5年度の現状
- ② 令和4年度の巡回相談等の実施状況

(2) 令和5年度の特別支援教育に係る取組について

- ① 事業計画
- ② 今年度の重点事項
- ③ 支援体制

(3) その他

5 諸連絡

・第2回四街道市特別支援連携協議会

令和6年2月27日(火) 14:00～

四街道市役所第二庁舎第2会議室

6 閉会

四街道市特別支援連携協議会設置要綱

(目的)

第1条 発達障害の幼児児童生徒を含め、障害のある幼児児童生徒に対する支援体制の整備に向け、関係機関の情報交換、意見交換を行い、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した支援体制の整備を図るため、四街道市特別支援連携協議会をおく。

(構成)

第2条 特別支援連携協議会（以下「連携協議会」という。）は、次に掲げる職にある者をもって構成する。

2 連携協議会の委員は、次の各号の者をもって充てる。

- (1) 学識経験者
- (2) 医療関係（医師）
- (3) 保健関係（健康増進課）
- (4) 福祉関係（障害者支援課）
- (5) 福祉関係（子育て支援課）
- (6) 保育関係（市立保育所）
- (7) 療育関係（くれよん）
- (8) 教育関係（私立幼稚園）
- (9) 教育関係（小・中学校長会）
- (10) 教育関係（特別支援学校）
- (11) 教育関係（高等学校）
- (12) 労働関係（公共職業安定所）
- (13) 関係機関（いんば中核地域生活支援センター）
- (14) 関係機関（教育庁北総教育事務所指導室）
- (15) 市民
- (16) 市民
- (17) 市教育委員会（指導課）
- (18) 事務局（指導課）

3 事務局を指導課におく。

4 このほかに、連携協議会の運営に必要な部会を置くことができる。

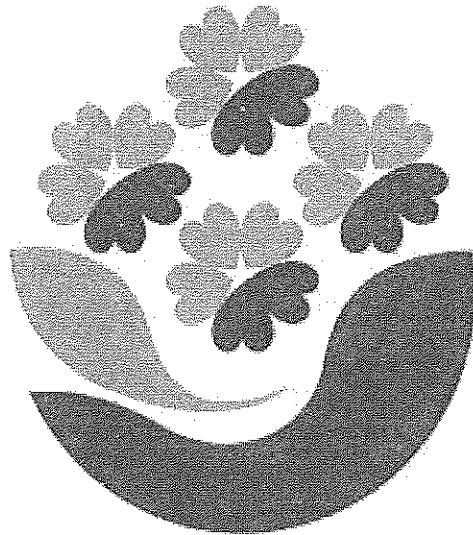
5 委員の任期は1年とする。但し、再任は妨げない。

(開催)

第3条 連携協議会は、必要に応じて教育長が召集する。

令和5年度

四街道市特別支援連携協議会
(第1回) 資料



四街道市教育委員会

議題1 各関係機関・団体等における現状と課題について

議題2 四街道市の特別支援教育の現状と課題について

1 令和5年度の現状と令和4年度の巡回相談等の状況について

○令和5年度の現状

1 児童生徒数（R5. 5. 1現在）

小学校 5,329名 中学校 2,539名 計 7,868名

2 特別支援学級の様子

(1) 設置状況（すべての小中学校に特別支援学級を設置）（R5. 5. 1）

	学校名	障害種		学校名	障害種
小 学 校	四街道小学校	知3・自情2	中 学 校	四街道中学校	知2・自情2
	旭小学校	知2・自情1		千代田中学校	知1・自情3
	南小学校	知2・自情1		旭中学校	知1・自情2
	中央小学校	知3・自情3		四街道西中学校	知1・自情2
	大日小学校	知2・自情2		四街道北中学校	知2・自情2
	八木原小学校	知1・自情2			
	四和小学校	知1・自情1			
	山梨小学校	知1・自情1			
	みそら小学校	知1・自情1			
	栗山小学校	知1・自情1			
	和良比小学校	知2・自情2			
	吉岡小学校	知1・自情1			

(2) 特別支援学級在籍者数（いずれも5月1日現在）

年度	小学校（人）	中学校（人）	全体（人）
R5	217	109	326
R4	196	85	281
R3	171	74	245
R2	157	61	218
R1	131	62	193
H30	139	60	200

3 通級による指導（R 5. 5. 1）

（1）市（中央小・四街道小）への通級による指導

①設置 中央小・四街道小（言語障害通級指導教室）

指導を受けている児童数（R 5. 5. 1 現在）

年度	四街道小(人)	中央小(人)	合計(人)
R 5	1 2	2 3	3 5
R 4	1 4	2 4	3 8

（2）県立特別支援学校（千葉盲・千葉聾・桜が丘・四街道）への通級による指導
合計 1 3 名

4 通常の学級在籍で特別な支援を必要とする児童生徒数

小学校 3 4 5 名 中学校 5 1 名 計 3 9 6 名
児童生徒数 7, 8 6 8 名 ☆全児童生徒の約 5. 0 %

（令和 4 年度）

小学校 3 2 3 名 中学校 7 5 名 計 3 9 8 名
児童生徒数 7, 8 2 6 名 ☆全児童生徒の約 5. 0 %

（令和 3 年度）

小学校 3 4 3 名 中学校 9 3 名 計 4 3 6 名
児童生徒数 7, 7 0 7 名 ☆全児童生徒の約 5. 6 %

5 令和 4 年度の教育相談等の状況

（1）四街道市巡回相談員による発達相談

・検査・相談ケース数 6 0 件
（検査 5 5 件）小学生 4 2 件（1 1 校） 中学生 5 件（5 校）
就学前児 8 件
（相談 5 件）小学生 5 件（3 校）

※参考 R 3 年度は 5 0 件

（検査 4 8 件）小学生 4 3 件（1 2 校） 中学生 0 件（0 校）
就学前児 5 件
（相談 2 件）小学生 2 件（1 校）

※発達相談は 2 0 年度 1 1 月から開始

(2) 専門家チーム委員の活動

研修会講師 2回

(3) 北総教育事務所特別支援アドバイザーによる巡回相談への申請状況

申請回数 のべ14回

派遣回数 のべ38回

利用した学校数 小学校6校

中学校1校

2 令和5年度 特別支援教育に係る取組について

(1) 事業計画

①特別支援連携協議会の設置

ア 会議開催 年2回（7/11、2/27）

- ・発達障害のある幼児児童生徒を含め、障害のある幼児児童生徒に対する支援体制の整備に向け、現状を把握し、情報交換や意見交換を行う。
- ・保育所（園）、幼稚園、小・中学校及び高等学校における特別支援教育体制の在り方について検討する。
- ・関係機関の連携の在り方について検討する。
- ・四街道市の実情に応じた個別の教育支援計画の様式、活用方法等について検討する。

②特別支援教育連絡会議の設置

ア 特別支援教育連絡会議 年2回（8/2、1/17）開催

- ・平成18年度より、教職員中心の特別支援教育連絡会議を設置し、開催。
- ・教職員の支援ネットワークを作る。
- ・保・幼・小・中・高・特別支援学校の特別支援教育コーディネーター等が参加。
- ・教職員の研修、情報交換を行う。

③専門家チームの設置・巡回相談の実施 （9ページ～）

④発達相談の実施 （11ページ～）

⑤小・中学校における支援体制の整備

ア 校内委員会の充実

- ・形式的な校内委員会ではなく、実際に校内委員会が機能するように特別支援教育コーディネーターの研修を充実させる。
- ・通常学級に在籍する児童生徒についても、保護者の了解のもと、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成する。

イ 理解・啓発の推進

- ・校内研修の中に「特別支援教育」を位置づけ、全職員で子どもたちへの理解・支援について理解を深めるようにする。
- ・特別支援教育連絡会議で、教職員の研修や情報交換を行う。

ウ 合理的配慮の提供と一人一人を大切にした教育の推進

- ・特別支援学級在籍児童生徒及び通級による指導を受けている児童生徒については、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を確実に作成し、校内連携のツールとして活用する。
- ・通常学級在籍の児童生徒についても必要に応じて作成する。
- ・個別の教育支援計画には、保護者との合意形成を経て決定した合理的配慮を明記するようにする。

エ 特別支援教育支援員の配置

- ・特別な支援を必要とする児童生徒の支援を充実させるため、23名（枠）の特別支援教育支援員を小学校10校、中学校2校に配置。
- ・特別支援教育支援員の研修を行う。

オ 通常学級担任の特別支援教育に関する研修

- ・特別支援教育に関する研修を受ける機会の少なかった教職員に、市主催研修への参加を呼びかける。
- ・市教育委員会主催の特別支援教育研修会
(保・幼・小・中・高・特別支援学校教諭対象)
8月24日(木) 14:00~16:30 南部総合福祉センター

⑥保育所(園)・幼稚園及び高等学校における支援体制の整備

ア 保育所(園)・幼稚園の支援体制整備

特別支援教育連絡会議に、保育所(園)・幼稚園も参加するように呼びかけていく。その中で以下のことをねらいとしていく。

- ・保育所(園)・幼稚園における特別支援教育の現状を把握する。
- ・情報交換をすることで、保育所(園)・幼稚園と小学校の連携を深める。
- ・保育所(園)・幼稚園の教職員に、市内の小・中学校の取組や関係機関についての理解を深めてもらう。
- ・保育所(園)・幼稚園の教職員に、発達障害をもつ幼児を含め、障害のある幼児に対する支援方法等についての知識を深めてもらう。

イ 高等学校の支援体制整備

特別支援教育連絡会議に、市内の県立高等学校・私立高等学校も参加するように呼びかけていく。その中で以下のことをねらいとしていく。

- ・高等学校における特別支援教育の現状を把握する。
- ・情報交換をすることで、中学校との連携を深める。
- ・高等学校の教職員に、市内の小・中学校の取組や関係機関についての理解を深めてもらう。
- ・高等学校の教職員に、発達障害をもつ生徒を含め、障害のある生徒に対する支援方法等についての知識を深めてもらう。

⑦特別支援教育コーディネーターの養成研修について

- 市主催研修会として1回(小・中学校教員)
- 特別支援教育連絡会議の中で2回(保・幼・小・中・高・特別支援学校教員)

(2) 今年度の重点事項

①特別支援連携協議会について

- ・各機関の情報交換や意見交換により、委員それぞれが四街道市の特別支援教育の現状を把握するとともに、特別支援教育に関する認識をより深め、四街道市における支援体制の方向性を探る。

②特別支援教育連絡会議について

- ・運営委員を中心に、参加者の意見を聴取し、参加者のニーズに合った研修や情報交換を行う。
- ・作業チームを設置し、通常の学級在籍児童生徒の個別の指導計画の様式を作成する。

③専門家チーム、巡回相談、発達相談の活用について

- ・昨年度同様、小中学校に加え、保育所（園）・幼稚園にも相談の対象を広げ、市の実情にあった相談のシステムを確立していく。

※保育所（園）・幼稚園については、令和6年度就学予定の幼児が対象。

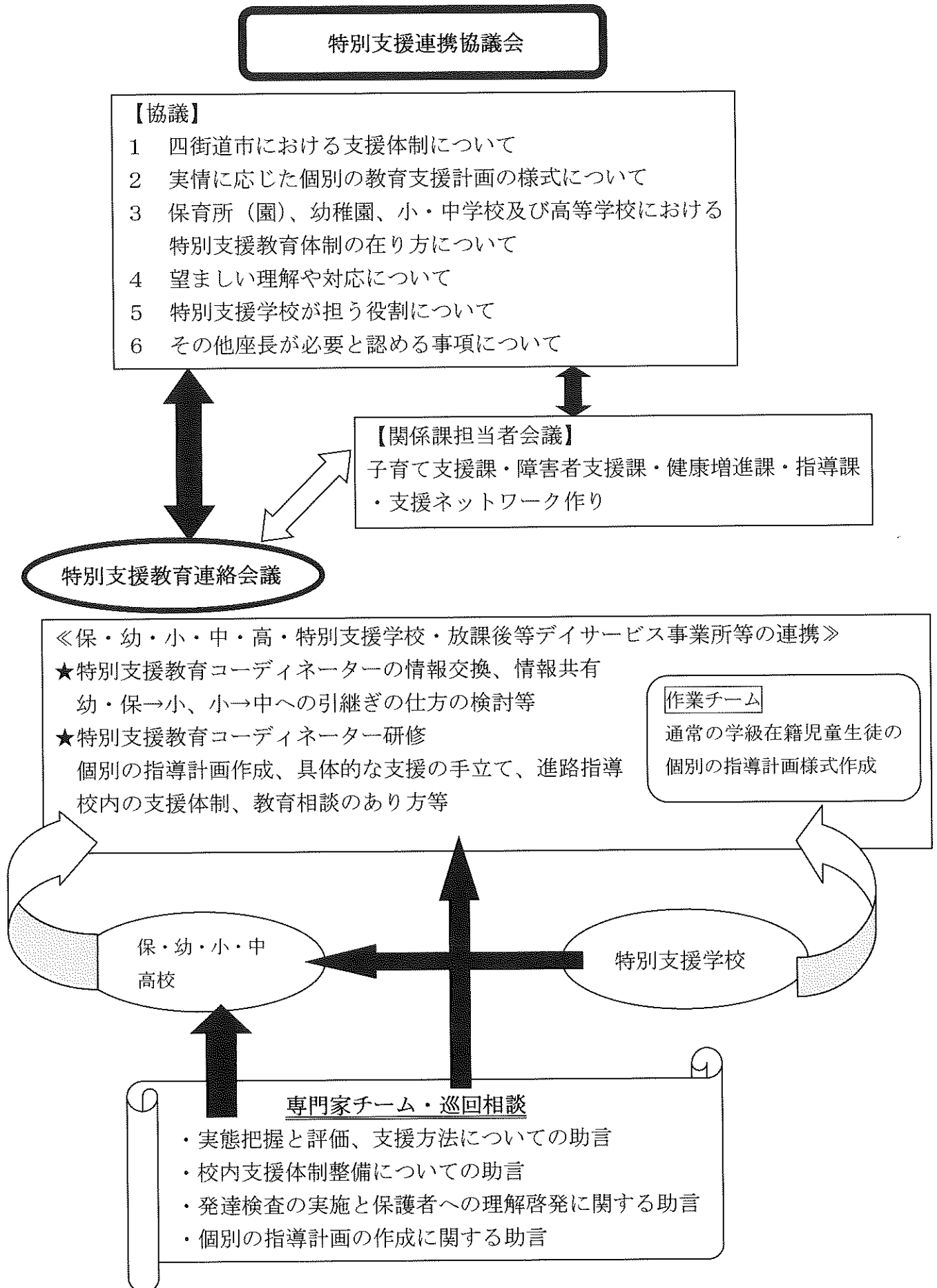
④教職員の研修について

- ・市主催の特別支援教育研修会に、小中学校教職員のみでなく、保育所（園）・幼稚園、高等学校、特別支援学校、関係機関にも参加を呼びかけ、一緒に研修する機会を設けていく。
- ・特別支援教育連絡会議において、保育所（園）・幼稚園、小・中・高等学校、特別支援学校の連携を深める。また、参加者のニーズに応じた研修内容（分科会研修を実施）を組むことでコーディネーターのスキルアップを図る。

⑤個別の教育支援計画と個別の指導計画の活用について

- ・市内小中学校において、個別の教育支援計画と個別の指導計画を校内の支援を充実させるための共通理解のツールとして活用していく。

(3) 令和5年度 四街道市特別支援体制



令和5年度四街道市専門家チームの活動について

令和5年5月1日

1 専門家チームの構成

氏名	所属・職名
■■■■	千葉県教育庁北総教育事務所指導室 指導主事
■■■■	放送大学 教授
■■■■	千葉県立四街道特別支援学校 特別支援教育コーディネーター
■■■■	千葉県立千葉盲学校 特別支援教育コーディネーター
■■■■	四街道市立四街道中学校 特別支援教育コーディネーター
■■■■	四街道市巡回相談員
■■■■	児童デイサービスくれよん 児童発達管理責任者

2 今年度の活動の重点

- ・校内支援体制の充実を目指し、各学校の支援にあたる。
- ・連絡会議等の活動の支援にあたる。

3 活動について

(1) 専門家チーム会議

年2回（5月・2月）実施。会議では、次のことを検討する。

- ・巡回相談で関わった難しいケース等について検討し、必要に応じて望ましい教育的対応や指導について検討する。
- ・個別の教育支援計画、個別の指導計画の活用の在り方について検討する。
- ・各学校の校内支援体制の充実に向けて、ケース会議のもち方、校内委員会の在り方等検討する。
- ・連絡会議の活動の支援について検討する。 等

5月・・・今年度の活動について

巡回相談や特別支援教育連絡会議の研修内容について

2月・・・次年度の活動について

巡回相談で関わった難しいケースについて検討し、必要に応じて望ましい教育的対応や指導について検討

(2) 巡回相談

- ①市内小中学校在籍児童生徒及び就学前児を対象とする。
- ②依頼のあった学校・園に対して、専門家チーム委員が訪問し、対象児童生徒への支

援及び校内支援体制について、指導、助言をする。

(3) 連絡会議への支援

連絡会議→分科会研修に専門家チームが関わる。

(4) 令和5年度の子定

①専門家チーム会議

第1回 令和5年 5月24日(水) 15:00～ 第二庁舎

第2回 令和6年 2月20日(火) 15:00～ 第二庁舎

②特別支援教育連絡会議

第1回 令和5年 8月2日(水) 14:00～ 四街道市立旭中学校

第2回 令和6年 1月17日(水) 14:00～ 南部総合福祉センター

③特別支援連携協議会

第1回 令和5年 7月11日(火) 14:00～ 第二庁舎

第2回 令和6年 2月27日(火) 14:00～ 第二庁舎

発達相談実施要項

四街道市教育委員会指導課

1 目的

特別な教育的支援（学習障害（LD）・注意欠陥多動性障害（ADHD）・高機能自閉症等の発達障害を含む）の必要な子どもたちの抱える課題や悩み、不安等を軽減するため、在籍する学校やその保護者に対して、専門家による相談や助言を行い、よりよい学習活動や集団生活及び教育活動に向けて支援する。

2 実施内容

来所相談、巡回相談、学校訪問

3 相談内容

- 発達（言葉も含む）の偏り、学習の困難について
- 情緒・行動・コミュニケーションの問題について
- 養育の問題について
- 発達検査の実施、結果通知
- 学校における指導・支援の方法について
- 個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成について
- 就学相談

4 対象

- 市内の小中学校に在籍している児童生徒及びその保護者
- 市内の小中学校に勤務している教職員
- 市内在住で次年度に就学予定の幼児の保護者及び担当教職員

5 場所

四街道市役所第二庁舎相談室（2階）

6 開設日

週1日を予定（FAXにて、月の開設日を各学校に連絡）

7 開設時間

9：00～17：00 ※来所相談の場合、相談時間は1時間を基本とする。

8 申し込み方法

（1）来所相談

- ・教育委員会指導課に、電話で予約の申し込みをする。
- ・特別支援教育コーディネーター等を通じて行っても、保護者個人が行ってもよい。

（2）巡回相談

- ・事前に教育委員会指導課に日時を電話予約し、その後、巡回相談員派遣要請書（様式1）、発達相談票（様式2）を提出する。
- ・対象児童生徒の保護者に必ず了承を得た上で申し込む。

(様式1)

文 書 番 号
年 月 日

四街道市教育委員会教育長 様

巡回相談員派遣要請書

四街道市立 _____ 学校

校長 _____

このことについて、下記の事由により巡回相談員の派遣について要請いたします。

記

1. 派遣希望日 年 月 日 ()

2. 要請理由 ※指導・支援を必要とする事由等を記入
(例)・対象児童生徒の実態把握と指導内容・方法に関する助言等
・校内支援体制づくりへの助言等
・個別指導計画の作成への協力等
・発達検査の実施と保護者への理解啓発についての助言等

(様式2)

発達相談票

年 月 日

学年・組	年 組 担任 ()
ふりがな 氏 名	
生年月日	年 月 日
相談内容	・児童・生徒の特徴
	・これまでの指導・支援
・保護者との関わり	